

沖縄県バス通学費支援事業実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、沖縄県バス通学費支援事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、沖縄県（以下「県」という。）とバス事業者及び沖縄 I C カード株式会社が連携し、低所得世帯の高校生等に対して、バス通学費の支援を行うことにより、家庭の経済環境にかかわらず、安心して学業に励むことができる環境の整備を図ることを目的とする。

(事業に係る協定等)

第3条 県と本事業の趣旨に賛同するバス事業者及び沖縄 I C カード株式会社は、前条の目的を達成するために必要な事項を定めた協定を締結するものとする。

(定義)

第4条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。
- (2) 「高校生等」とは、前号の規定による高等学校等に在学する者であって、沖縄県内に住所を有する者をいう。ただし、通信制の課程にのみ在学する者（別に知事が定める者を除く）、沖縄県特別支援教育就学奨励費を受給している者、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している者及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発第65号）」による特別育成費の支弁対象となる者（母子生活支援施設の高校生等を除く。）を除く。
- (3) 「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。
- (4) 「バス事業者」とは、前条の規定により県と協定を締結したバス事業者をいう。
- (5) 「バス通学費」とは、高校生等が居住地等から学校までの通学に要する運賃をいう。

(対象者)

第5条 本事業の対象者は、通学のためバス事業者のバスを利用する高校生等であって、その保護者等が次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度において、沖縄県高等学校等奨学のための給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給決定を受けた者。ただし、一部のみの支給決定を受けている場合を除く。
 - (2) 奨学給付金を受給出来る者と同等の収入状況である者
 - (3) 前年度に奨学給付金の支給決定を受けた者。ただし、一部のみの支給決定を受けている場合を除く。
 - (4) 申請時において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に定める児童扶養手当の支給を受けている者（同法の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者を除く。）、又は沖縄県母子及び父子家庭等医療費受給者証の交付を受けている者
- 2 前項の規定に関わらず、バスを利用せず徒歩により通学するものとした場合の通学距

離が片道2キロメートル未満である高校生等は対象者としなない。ただし、障害等のため、徒歩による通学が困難である高校生等は対象者とする。

(負担金)

第6条 県は、本事業におけるバス通学費等について、県とバス事業者及び沖縄ICカード株式会社が締結する協定書に定めるところにより負担する。

(認定申請手続き)

第7条 本事業によりバス通学費の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、バス通学費支援事業認定申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、知事に申請するものとする。

2 申請者は、高等学校等の入学前に前項の規定により申請を行った後、高等学校等に変更があった場合は、遅滞なく、バス通学費支援事業認定申請書（様式第1号）を再提出するものとする。

(対象者の認定等)

第8条 知事は、申請者から前条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査のうえ対象者の認定又は不認定を決定し、その旨を申請者に通知（様式第2号、様式第3号）するものとする。

2 対象者の認定有効期間は、認定した日の属する年度の末日までとし、認定有効期間の末日において知事は、第5条第1項第1号、第2号又は第4号に該当することが確認できた場合、更新を認めるものとする。

3 更新については通算2回（定時制に通う高校生等は3回）までとする。ただし、高等学校等学び直し支援の補助対象となる者は、この回数に加えて1回（定時制に通う高校生等は2回）まで更新を認めるものとする。

(認定カード等の交付)

第9条 知事は、対象者として認定した者（以下「認定者」という。）に対し、当該認定を受けた者であることを証するカード（以下「認定カード」という。）及び専用のバス利用券（以下「利用券」という。）を交付する。ただし、沖縄ICカード株式会社が本事業の専用OKICAを交付する場合はその限りでない。

(認定カード等の提示)

第10条 認定者は、バス乗車中にバス事業者から認定カード又は専用OKICAの提示を求められた場合は、学生証等を添えて提示しなければならない。

(対象者認定の取り消し)

第11条 知事は、認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消したうえで第6条の規定により負担した金額の全部又は一部の返還を認定者に命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により対象者認定を受けたとき
- (2) 偽りその他不正の手段によりバス通学費支援を受けたとき
- (3) 専用OKICA又は利用券を認定者本人以外の者に利用させたとき

(休学、退・転学、転居について)

第12条 認定者は、休学、退・転学があった場合又は転居等に伴い通学区間に変更があった場合、速やかに在学している高等学校等を通じて知事に報告しなければならない。

2 復学後又は転入先の高等学校等において、通学でバスを利用する場合又は転居等に伴い通学区間に変更があった場合は、第7条に基づき知事に申請するものとする。

(認定カードの再発行)

第13条 認定者は、認定カードを破損、汚損又は紛失したときは、認定カード再交付申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(利用実績報告)

第14条 認定者は、毎月の利用実績について、翌月3日までに(当該日が沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条に規定する沖縄県の休日に当たるときは、その翌日)利用実績報告書(様式第5号)で報告し、利用しなかった利用券がある場合は知事に返却しなければならない。

(認定カードの返却)

第15条 認定者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、認定カード及び利用券を速やかに知事に返却しなければならない。

- (1) 第11条の規定により認定の取り消しを受けたとき
- (2) 認定を受けた要件を充たさなくなったとき
- (3) 休学、退・転学があったとき
- (4) 転居等に伴い通学区間に変更があったとき

(申請書等の提出先)

第16条 第7条、第13条及び第14条に係る書類は、高校生等が在学する高等学校等に提出するものとする。ただし、高等学校等の入学前に第7条に係る書類を提出する場合は、その限りではない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

バス通学費支援事業認定申請書

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。（この欄にチェックがない場合は、認定できません。）

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従い、沖縄県が負担した通学費全額を即時返還します。
- 生活保護法の生業扶助（高等学校等就学費）による通学費を受給していません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 必要な場合に限り、沖縄県が手当の受給状況、在学状況、バスの利用状況等を市町村、学校、バス事業者、沖縄子ども未来県民会議等の関係機関に確認を行い、当該関係機関が県へ回答することに同意します。

1【申請者】（保護者等）

ふりがな		高校生等との関係 ※該当する□にレを記入	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
申請者氏名	印		
申請者住所等	〒 県 市町村 丁目 TEL () -		

2【対象となる高校生等】

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
氏名			
生徒住所	※申請者住所と同じ場合は、「申請者と同一」と記入して下さい。		
在学する学校	学校の名称等	学校名： 課 程： 全日制 ・ 定時制	学 年： 年生
	在学期間	平成・令和 年 月 日 ~	
自宅から学校までの距離（徒歩）	片道 km	※原則、片道2km以上が対象です（障害等により、徒歩による通学が困難である場合を除く）。	

3【バス利用区間等】

利用バス事業者	いずれか1つの□にレ点を付けてください <input type="checkbox"/> 琉球バス交通 <input type="checkbox"/> 那覇バス <input type="checkbox"/> 沖縄バス <input type="checkbox"/> 東陽バス <input type="checkbox"/> 琉球バス交通・沖縄バス共同運行	系統番号	主に利用する系統番号を1つ記入して下さい※
利用区間	() ~ ()		

※記入した系統番号以外で、利用可能な系統番号があればOKICA発行時にお知らせします

【バス利用区間等②】※乗り継ぎがある場合に記入して下さい

利用バス事業者	いずれか1つの□にレ点を付けてください <input type="checkbox"/> 琉球バス交通 <input type="checkbox"/> 那覇バス <input type="checkbox"/> 沖縄バス <input type="checkbox"/> 東陽バス <input type="checkbox"/> 琉球バス交通・沖縄バス共同運行	系統番号	主に利用する系統番号を1つ記入して下さい※
利用区間	() ~ ()		

※記入した系統番号以外で、利用可能な系統番号があればOKICA発行時にお知らせします

4【モノレール利用区間】※モノレール通学費負担軽減の認定状況について記入して下さい

沖縄子ども未来カード	<input type="checkbox"/> 交付を受けていない <input type="checkbox"/> 交付を受けている（利用している区間を下に記入して下さい）
利用区間	() ~ ()

※沖縄子ども未来カードの交付を受けている場合、バス利用区間とモノレール利用区間の重複は認められません（バスとモノレールを乗り継ぐ場合のみ可）

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

バス通学費支援事業認定申請書

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。（この欄にチェックがない場合は、認定できません。）

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従い、沖縄県が負担した通学費全額を即時返還します。
- 生活保護法の生業扶助（高等学校等就学費）による通学費を受給していません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 必要な場合に限り、沖縄県が手当の受給状況、在学状況、バスの利用状況等を市町村、学校、バス事業者、沖縄子ども未来県民会議等の関係機関に確認を行い、当該関係機関が県へ回答することに同意します。

1【申請者】（保護者等）

ふりがな		高校生等との関係 ※該当する□にレを記入	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
申請者氏名	印		
申請者住所等	〒 市町村 TEL ()	丁目	

2【対象となる高校生等】

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 平成
氏名			
生徒住所	※申請者住所と同じ場合は、「申請者と同一」と記入して下さい。		
在学する学校	学校の名称等	学校名： 課 程： 全日制 ・ 定時制	学 年： 年生
	在学期間	平成・令和 年 月 日 ~	
自宅から学校までの距離（徒歩）	片道 km	※原則、片道2km以上が対象です（障害等により、徒歩による通学が困難である場合を除く）。	

3【バス利用区間等】

利用バス事業者	<input type="checkbox"/> やんばる急行バス <input type="checkbox"/> 平安座総合開発 <input type="checkbox"/> 国頭村営バス <input type="checkbox"/> 宮古協栄バス <input type="checkbox"/> 八千代バス・タクシー <input type="checkbox"/> 共和バス <input type="checkbox"/> 東運輸 <input type="checkbox"/> 久米島町営バス	系統番号	系統番号がある場合は記入して下さい
利用区間	() ~ ()		

【バス利用区間等②】※乗り継ぎがある場合に記入して下さい

利用バス事業者	<input type="checkbox"/> やんばる急行バス <input type="checkbox"/> 平安座総合開発 <input type="checkbox"/> 国頭村営バス <input type="checkbox"/> 宮古協栄バス <input type="checkbox"/> 八千代バス・タクシー <input type="checkbox"/> 共和バス <input type="checkbox"/> 東運輸 <input type="checkbox"/> 久米島町営バス	系統番号	系統番号がある場合は記入して下さい
利用区間	() ~ ()		

4【モノレール利用区間】※モノレール通学費負担軽減の認定状況について記入して下さい

沖縄子ども未来カード	<input type="checkbox"/> 交付を受けていない <input type="checkbox"/> 交付を受けている（利用している区間を下に記入して下さい）
利用区間	() ~ ()

※沖縄子ども未来カードの交付を受けている場合、バス利用区間とモノレール利用区間の重複は認められません（バスとモノレールを乗り継ぐ場合のみ可）

5【利用予定回数】1週間あたりのバス通学利用予定回数を記入して下さい。

	行き①	帰り②	合計①+②
バス利用予定回数	回/週	回/週	回/週

※授業がある日のみ利用可能
（1週あたり合計利用回数は最大10回まで）

6【該当する認定要件】※該当する認定要件の記入欄に○印をつけてください。

記入欄	認定要件	添付が必要な書類
①	今年度に「沖縄県高等学校等奨学のための給付金」の支給決定を受けた者 ※一部給付のみの場合は除きます。その際は、②で記入して下さい。	高校生等奨学給付金支給決定通知書 (コピー)
②	今年度に「沖縄県高等学校等奨学のための給付金」を受給出来る者と同等の収入状況である者	(令和2年度) 課税証明書または非課税証明書 (下記8を確認してください)
③	前年度に「沖縄県高等学校等奨学のための給付金」の支給決定を受けた者	高校生等奨学給付金支給決定通知書 (コピー)
④	児童扶養手当又は母子及び父子家庭等医療費助成を受給している者	児童扶養手当証書または 母子及び父子家庭等医療費受給者証 (コピー)

**7【保護者等】保護者等の氏名及び対象高校生等との続柄を記入して下さい
(親権者が2名の場合は、2名ご記入下さい)**

保護者等の氏名	高校生等との続柄

保護者等の氏名	高校生等との続柄

※ここから下は、上記6【該当する認定要件】②に該当する場合のみ記入してください。

**8【保護者等の所得状況】
該当するいずれかの□にレ点をつけ、令和2年度の課税証明書または非課税証明書を添付してください。**

保護者等の状況	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 ※親権者が課税期日に日本国内に住所を有していない場合は支援対象ではありません。 ・離婚、死別、未婚により親権者が1名の場合
	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 理由 ()
	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 () 名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が専任されている場合（未成年後見人が複数専任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ※生徒の保険証の写しを添付して下さい。 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒本人が成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
	<input type="checkbox"/>	生徒本人（成人） ・成人に達しており、自身が主たる生計維持者である
	<input type="checkbox"/>	生徒本人（未成年） ・所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）

受付日

認定番号

様式第4号(第13条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

バス通学費支援事業 認定カード再交付申請書

ふりがな 申請者 氏名	印	高校生等との 関係 ※該当する□に レを記入	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他 ()
申請者住所等	〒 () - TEL () -		

【高校生等(使用者)】

ふりがな 氏名	生年月日	昭和 平成	年 月 日
生徒住所	※申請者住所と同じ場合は、「申請者と同一」と記入して下さい。		
学校の 名称等	学校名：		
	課 程：	全日制 ・ 定時制	学 年：

【再交付申請理由】※該当する理由に○印をつけてください。

記入欄	再発行理由
	① 認定カードを紛失した。
	② 認定カードをき損(破れ、汚れなど)し、記載事項の読み取りが不能となった。
	③ その他(具体的に記載して下さい)

年度バス通学費支援事業 利用実績報告書（ 年 月分）

ふりがな			
利用者名	生年月日		
連絡先			
学校名	学年		

1 利用実績

日付	曜日	往復利用	片道利用	利用なし	休業日に利用した理由
●日	金		○		
○日	土	○	記載例		授業があったため
1日					
2日					
3日					
4日					
5日					
6日					
7日					
8日					
9日					
10日					
11日					
12日					
13日					
14日					
15日					
16日					
17日					
18日					
19日					
20日					
21日					
22日					
23日					
24日					
25日					
26日					
27日					
28日					
29日					
30日					
31日					
合計					←○の数を記入して下さい

2 翌月以降の利用予定回数について

1 予定回数の変動なし	
2 利用予定回数が増える予定（理由：	）
3 利用予定回数が減る予定（理由：	）

【注意事項】

本事業は、通学のためのバス利用の費用を支援するものです。
 通学以外でバスを利用する場合は、本事業で配布されたOKICAを利用することはできません。

年 月 日

年度バス通学費支援事業 利用実績報告書 (年 月分)

ふりがな			
利用者名	生年月日		
連絡先			
学校名	学年		

1 利用実績

日付	曜日	往復利用	片道利用	利用なし	休業日に利用した理由
●日	金		○		
○日	土	○	記載例		授業があったため
1日					
2日					
3日					
4日					
5日					
6日					
7日					
8日					
9日					
10日					
11日					
12日					
13日					
14日					
15日					

日付	曜日	往復利用	片道利用	利用なし	休業日に利用した理由
16日					
17日					
18日					
19日					
20日					
21日					
22日					
23日					
24日					
25日					
26日					
27日					
28日					
29日					
30日					
31日					
合計					←○の数を記入して下さい

2 利用券 (月分) の返却について

受領枚数 _____ 枚・・・①
 使用枚数 _____ 枚・・・②(上記の利用実績の合計と一致させて下さい)
 返却枚数 _____ 枚・・・①-②(使用しなかった利用券は必ず返却して下さい)

【注意事項】

本事業は、通学のためのバス利用の費用を支援するものです。
 通学以外でバスを利用する場合は、本事業で配布された利用券を利用することはできません。
 使用しなかった利用券がある場合は、必ずこの報告書に添付し返却して下さい。